

核のごみ「回収可能」経産省案明記 処分場選定なお難航

原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場の選定手順などを検討する経済産業省の作業部会(委員長は増田寛也元総務相)は17日、核のごみを地中深く処分した後でも将来世代が回収し、処理方法を決定できることなど

- ・高レベル放射性廃棄物の処分は、現世代が将来世代に先送りせず、地層処分を進める
- ・処分地は、国が科学的に適性の高い有望地を示し、国民や住民の理解、協力を得る
- ・将来的に最終処分の政務や事業を変更できるようにする。最終処分施設閉鎖までの間は、廃棄物を搬出できる
- ・使用済み核燃料を再処理せず直接処分する方法の調査研究を進める
- ・使用済み燃料の貯蔵能力拡大を進める

「核のごみ」基本方針改定案 骨子

を盛り込んだ基本方針の改定案を大筋了承した。「回収可能性」を法律で初めて明記し、処分場受け入れ自治体の負担を減らす狙いだ。しかし、処分場選定作業が難航している状況に変化はなく、核のごみ問題が進展する可能性は薄い。

基本方針は、特定放射性廃棄物最終処分法に基づき、改定は、東京電力福島第1原発事故前の2008年以来、7年ぶり2回目。経産省は4月ごろの閣議決定を目指している。

経産省の認可法人・原子力発電環境整備機構が02年から処分場の選定を進めていたが難航。このため政府は一昨年末、自治体による公募方式を改め、国が科学的な有望地を複数指定する方式に転換した。だがその有望地は国土の7割に及ぶとされ、指定できたとしても「なぜここなのか」とい

行政に対する信頼は失墜したまま。回収可能性に言及したことで処分場を受け入れる自治体が現れるかどうかは未知数だ。地元合意の形成に向けた「対話の場」の必要性も盛り込んだが、具体的なことは書かれていない。

「国は最終処分場の必要性について、国民の前に出てまだ議論していない。そうした基本から始めるべきだ。増田委員長は部会終了後の記者会見で政府にくぎを刺した。【中西拓司】

改正案は、拠点整備に向けた用地買収・インフラ整備のための交付金を創設▽居住制限区域(年間被ばく線量20ミリシーベルト以下)や、避難指示解除準備区域(同20ミリシーベルト以下)で事業を再開するための設備資金の税制特例一などを明記した。

学術会議は「50年地上保管」

有識者で作る日本学術会議は17日、核のごみの処分あり方を議論する検討委員会(委員長は今田高俊、東京工業大名誉教授)を開いた。ごみを地中深くに埋め

る地層処分を将来的に導入することを前提にしつつ、原則50年間、地上施設で暫定的に保管することなどを含む政策提言をまとめた。提言は計12項目。核のご

竹下亘復興相は同日の記者会見で「法案をめぐり福島復興を加速化する」と述べ、通常国会で今年末までに改正案の成立を目指す考えを強調した。【松本晃一】

首相「唯一の解決策」

辺野古移設促進を強調

安倍晋三首相は17日の衆院本会議の代表質問で、米軍普天間飛行場(沖縄県宜野湾市)の名護市辺野古への移設について「米軍の抑止力維持と普天間の危険性

除去を合わせたとき、唯一の解決策だ」との考え方に変わりはない。日米合意に従い、沖縄の理解を得る努力を続けながら進めると述べ、計画通り進める考えを

首相は「基地機能強化が巨大基地建設との指摘全く当たらない」と反論。護岸工事に関しては「改訂した航空機を搬出する軍艦が接岸できるようにする。ためだ。強襲揚陸艦の連を前提とするものではない」と述べた。【安田直樹】

政府、復興拠点へ財政支援を決定

福島特措法改正案 政府は17日の閣議で、東

京電力福島第1原発事故で被災した福島県内の市町村が、放射線量が比較的低い地区に帰還住民の生活拠点を整備するための財政支援などを盛り込んだ福島復興再生特別措置法改正案を決定した。

核のごみ「回収可能」明記

基本方針 経産省が改定案

経済産業省は17日、原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場の選定手順などを検討する作業部会(委員長・増田寛也元総務相)を開き、核のごみを地中深く処分した後も将来世代が回収し、処理方法を決定できることなどを盛り込んだ基本方針の改定案を示した。核のごみの「回収可能性」を法律で明記するのは初めて。

基本方針は、特定放射性廃棄物最終処分法に基づき、改定は、東京電力福島第1原発事故前の2008年以来、7年ぶりの回目。経産省は一般から意見を募集したうえで、4月ごろの閣議決定を目指す。

改定案は、核のごみ処分

について「発生させた現世代の責任として、将来世代に負担を先送りしない」と明記。核のごみを金属の専用容器に入れて地下300メートル以上の深い地層に埋める「地層処分方式」を導入することを明確化した。一方、処分地選定については、政府が前面に立って科学的有望地を示すとしたうえで、処分場を受け入れる地元の合意形成に向け、どのような「対話の場」が適切か今後検討するとしている。

さらに、核のごみの「回収可能性」や計画の「可逆性」といった文言を初めて盛り込んだ。ごみをいったん処分場に埋めても、将来世代が最新の科学技術で処理できることや、計画を柔軟に

変更することなども明記。処分計画に幅を持たせることで、受け入れ自治体の負担感を減らす狙いがある。

一方、ごみの処分方法の選択肢を確保するため、使用済み核燃料を処理せず、そのまま地下に埋める「直接処分」の技術研究を進めることも初めて盛り込んだ。

処分地選定は、経産省の認可法人「原子力発電環境整備機構(NUMO)」が02年以降、処分場受け入れ自治体を公募しているが、難航。国内の原発などには、約1万7000トの使用済み核燃料がたまっている。早期の原発再稼働を目指す政府にとって、核のごみ問題の解決は喫緊の課題となっている。

【中西拓司】